

医療に係る安全管理のための規定(指針)

患者様に適切な医療を提供することと、その提供過程における安全確保は医療機関において最も優先すべき責務である。このたび、財団法人杏仁会 江南病院（以下「本院」という。）では医療安全体制の確立を図るため、以下のとおり指針を策定する。

1. 安全管理に関する基本的な考え方

本院では、患者様が安心して医療を受けられる環境を整備し、各医療現場において安全かつ適切な医療を提供するため、次の3項目を主眼に置き、病院全体で安全管理体制の確立に取り組んでいく。

- ・医療事故を未然に防止するための、組織及び体制の整備を図る。
- ・すべての職員の意識向上及び啓発を図る。
- ・医療の質の向上を図ることで、安全で最良の医療を提供する。

2. 医療事故対策および予防に関する委員会等

安全管理のための基本的な考え方を達成するために、医療事故対策委員会及び安全管理委員会を置く。その組織および運用についてはそれぞれ別に規程を設ける。

3. 安全管理のための職員研修

医療に係る安全管理のための基本的な考え方及び具体的方策について、本院の職員に周知徹底を行い、個々の職員の安全に対する意識、安全に業務を遂行するための技能やチームの一員としての意識の向上等を図る。そのために全職種を対象とした安全管理研修を定期的(毎月第4金曜日)に開催するほか、必要に応じて随時開催する。また、研修の実施内容について記録する。

4. 事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策

院内における医療事故（過誤）及びヒヤリ・ハット事例等は、報告用紙を用いて安全管理委員会に提出させる。安全管理委員会では、提出された報告書を分析・評価を行い、改善策を検討する。

5. 医療事故等発生時の対応

患者様に何らかの事故等が発生した場合には、迅速かつ適切な臨床的対処を行い、救命や回復に全力を注ぐとともに、患者様や家族に十分な情報提供を行う。また、発生した事故情報の把握、原因究明、対応策及び再発防止策の検討を速やかに図るため、別に定める「事故発生時対応マニュアル」に基づき、病院長及び医療事故対策委員会に報告させる。いずれの場合でも報告はすべて診療録及び看護記録等に基づき作成させる。

6. 患者様等に対する当該指針の閲覧

本指針の内容を含め、職員は患者との情報の共有に努めるとともに、患者およびその家族等から閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。また、本指針についての照会には安全管理委員長が対応する。

7. 患者様からの相談への対応

病状や治療方針などに関する患者からの相談に対しては、事務部長を担当者と定め、誠実に対応し、担当者は必要に応じ院長、安全管理委員長、主治医、担当看護師等へ内容を報告する。

8. その他

常に本院の安全確保体制の点検、見直しを行うとともに、他機関との連携を深め積極的な情報の共有を図りながら、医療の安全性の向上に努める。

江南病院 平成16年8月作成 H19年8月 改訂 H23年9月改訂
平成26年4月改訂